

は、英國海軍條令等を參酌し、全權大使に對する振合ひにより、十九發の祝砲を發射した。

註123 夫々條約改正關係大日本外交文書第一卷四一文書以下參照

第三節 岩倉大使と各國との條約改正商議

米國に於ける交渉と大久保伊藤副使歸朝 斯く重大なる勅旨を以て先づ渡米した岩倉特派大使一行は明治四年十二月八日（一八七二年一月十七日）桑港に安着し、同港日本名譽領事ブルックス Wolcott Brooks の案内により市長等の歓迎を受けた後、十二月二十二日ブルックス名譽領事をも帶同同地發、明治五年正月二十一日華府着、同正月二十五日（一八七二年三月五日）華府に於てグラント Ulysses Simpson Grant 大統領と會見して國書を捧呈し直ちに二月三日（一八七二年三月十一日）より條約改正談判をフィッシュ Fish 國務長官と開始するに至つた。米國政府に於ては岩倉特派大使の使命に對し多大の好意を示し曩に嘉永年間日本の開國が米國に於てなされ、又安政五ヶ國條約が先づ米國との間に調印せられた先例を襲踏し、今回安政條約の改正も米國に於て率先せんとの意向を有するものの如くであつた。之が爲め米國大統領は特派大使を歡待に特に努めたが、岩倉特派以下の一行も亦儀容を以て之に對し大統領官邸白館を始めて公式訪問せし際の如きは烏帽子、直垂を着し騎馬、帶劍にて練り進んだ。元來岩倉特派大使本邦出發の際は米國其他締盟諸國との間に改正條約調印の意向を以て交渉するの權限も用意もあつた次第ではなく、單に條約改正に關し彼我の意見を交換し、出來得るならば其の草案とも稱すべきものを對手國政府との間に協議決定し、歸朝後之を基礎とし更に研究を遂げた後、外務卿と在本邦各關係國公使との間に改正條約を交渉調印しようとするの建前であつた。然るに米國政府に於ては右の如き迂曲を欲せず、假りに使節の意向に遵ひ改正條約草案の如きものを彼我の間に協定し得たとしても、翌一八七三年三月一日には大統領以下現行政部の更代あり、而して次ぎの行政部

は前行政部が協定した草案に何等拘束せられないものであるから結局此の如き草案の作成が無用のことに歸するものであると説明し、從て寧ろ此の際岩倉大使に於て現行政部との間に正式條約に調印する目的を以て交渉に入ること并希望した。右の如く當初の豫定計畫を變更して米國政府との間に正式條約交渉に入ることには岩倉大使、木戸副使等に於て大に躊躇するところであつたが、森少辨務使（華盛頓駐在辦理公使）に於て強硬に之を從應し、亦伊藤副使等之を賛成した爲め、終に岩倉大使以下に於ては前記の如く明治五年二月三日以降國務長官との間に正式條約交渉を始めるに至つたのである。而して其の結果締結に至るべき改正條約に調印する爲全權委任狀の必要を感じるに至つた。されば右全權委任狀を改めて本國政府より取寄せる目的を以て其の事情説明の爲め旁々二月十三日出發にて大久保、伊藤兩副使を日本に向つて歸還せしめることとなつた。

大久保、伊藤兩副使出發後も條約改正談判は岩倉特派大使とフィッシュ國務長官との間に引續き頻繁に行はれ、交渉も大に進展六月十七日には其の第十一回會議を開催するに至つた 今其の交渉の概略を述べよう。

先づ明治五年二月三日（一八七二年三月十一日）第一回會議を開催し我使節より條約改正を希望するの事情を説明した要領書及改正條約草案をフィッシュ國務長官に交付したが右改正條約草案は十二ヶ條より成立し

第一條 日本政府に於て進歩せる法制を制定したる後に於ては外國は領事裁判權を撤廢すべきこと、

第二條 日本政府は漸次從來の制度による制限を撤廢し貿易増進の程度に應じ開港を増加すべきこと、

第三條 日本政府は一定の豫告期間を布告したる後何時たりとも關稅及其の貿易規則を變更するの自由を確定すべきこと、

尤も右に關し原則として内外人の間及其の外國人國籍の如何により差別を設けざること、

第四條 交戰國に對し嚴正中立を保つことを欲すると雖も、未だ現政府創立匆々の際にして之を強行し難きに付、

外國人國境内に於て戰鬪行爲に及ぶも其の責に任ぜざること、

第五條 兩締約國共當該國政府の許可を得ざれば對手國の領土に兵隊等を上陸せしめざること、

第六條 外國人は一定居留地域に於て地券により土地を取得すべく、又右一定地域は之を擴張すべきこと、

第七條 條約事項の解釋に關し紛釁を生ずる場合に於ては之を外交上の交渉に止むべく、締結國は其の損害賠償を求むる爲め國交を斷絶し若は兵端を開くを得ざるべく、其の他軍艦及兵等を以て海上其の他の場所に於て他國人民に屬する私用物を妨害し取上ぐるることなかるべきこと、

第八條 日本に於ては造幣寮を創立し各定量の貨幣を鑄造すべきに付、安政條約第三條に規定する外國貨幣の交換は之を廢止すべきこと、

第九條 犯罪人の引渡しに關する規定を設けること、

第十條 郵便船に關し特別規定を設けること、

第十一條 本假條約は調印の日より十ヶ月に實施し爾後何時たりとも其の一方が之を廢止すべきを通知したる後十ヶ月後に效力を失ふべきこと、

第十二條 本假條約を草案として今後締結すべき本條約は日本に於ては天皇陛下、合衆國に於ては大統領上院の協賛を経て之を批准調印し右批准書は十五ヶ月内に東京に於て之を交換すべきこと、

即ち右第十二條に於ては前記第一條乃至第十一條に關する事項に付岩倉大使に於て假條約を調印し、右假條約を基礎として更に東京に於て正式に調印すると云ふ仕組なので國際慣例上到底其の儘米國政府に於て同意困難なものであつた。

次いで二月五日（一八七二年三月十三日）の第二回會議に於て米國政府より條約改正案を提出したが、同改正案は

第一條より第十二條に亘り其要旨は、

第一條 外國船を未開港場に入港せしむるの許可を與ふること、

第二條 燈臺を建設し適當の港税を定むること、

第三條 居留地區域を擴張すること、

第四條 内地旅行規則を擴張し内地に於て日本人と貿易を營むの權利を與ふること、

第五條 米國人に居留地内及居留地外一定區域に於て不動産を所有せしむること、

（註第六條記錄缺）

第七條 外國人は日本人を雇入れ得ること、

第八條 日本人と外國人との貿易に何等の制限特許を設けざること、

第九條 輸出入税に最惠國待遇を確保すること、

第十條 地方規則制定に關し或程度の自由を日本政府に與ふること、

第十一條 言論、出版並に信教の自由を與へ宗旨並に禮拜の事を寬恕し之を苛責し侮辱せざること、

第十二條 他國の政府に與へたる貿易上の一切の利益殊に特典は米國人民に及ぼすべきこと、

を規定したるものであつた。即ち其の要旨は本邦に對し關稅自主權を與ふると共に日本側に於ては開港を増加し、内地旅行を自由にし、居留地區域を擴張し、外國人に居留地内に於て不動産の所有權を附與し、又日本政府は耶蘇教徒に對し寬恕なる待遇を爲すべしと云ふに在り、法權問題に對しても日本政府發布の行政規則を承認せんとするに在つた。

以上日米兩案を基礎として米國國務省に於て交渉を進められたが、右日本案第十二條に規定するが如き假條約は到

底米國政府に於て其の調印を肯んじないものであつた。又岩倉特使の携行するところの國書は改正條約調印の權限を附與したものではなかつたけれども、岩倉特使は米國國務長官に對し本國より改めて全權委任狀を取寄せることを繰返し言明し談判を進捗せしめた。三月八日（一八七二年四月十五日）開催の第六回會議に於て本邦側より改めて「大日本國合衆國新定條約並附錄草案」を提出した。同條約草案は第一條より第十五條迄に成り、之に「日本天皇の詔旨にして條約の附録と爲すべき草案」なるもの第一條乃至第七條を附屬して居る。而して右條約草案

第一條 日本天皇陛下及臣民と亞米利加合衆國政府及人民とは兩國間の親交増進に努め且つ相互に主權を尊重すべきこと及相互に外交官を他方の首府に駐屯せしめ得べきこと、

第二條 兩國人民は他方の開港場に入り其の地に住居し適法の商品を賣買するに付條件付最惠國待遇を有すべきこと、尤も相互の國法に準由すべきこと又沿岸貿易は本條約規定外に屬し各自の國法に準據すべきものなるも相互に最惠國待遇を有すべきこと、

第三條 兩國船舶は他方の港に於て噸稅、燈稅、給水、港稅其の他一切の諸稅手數料の賦課に付最惠國待遇を有すべきこと、

第四條 締約國船舶を以て適法に輸入し得べき商品は政府又は地方官廳其の他名義の何たるを以てするを問はず偏頗なる租稅を加ふべからざること、海軍用品は他方開港場に陸揚げ無稅にて倉庫に保管し得べきこと、

第五條 締約國は他方の海港又は都市に領事官等を任命し得べく右領事官等は最惠國待遇を有すべきこと、尤も右領事官等にして貿易を營むものは駐在國の法律に服従すべきこと及領事館内に罪人を陰蔽するの權利なきこと、

第六條 脱船に關する事項、

第七條 兩國國民は他方領土に於て其の國法律に遵由して土地を賃借し得べく、又右土地が之を所有し得ざる外國人

に歸屬する場合相續人等は一定期間に之を賣却し其の代金を國外に持ち去り得べきこと、

第八條 兩締約國內にある他方國民は其の所在國の裁判權に服従し其の身體財産の保護に付最惠國待遇を有すべきこと、

第九條 阿片其の他政府に於て輸入を禁止せる物品に關し締約國民は取締法を遵守するを要するも右輸入禁止に關

しては最惠國待遇を有すべきこと、直接間接を問はず不當の制限を設け兩國人民間の貿易及交際を妨げざること

及締約國民は他方國民を合法的事務に使役するの自由あること、

第十條 締約國民は信教禮拜に付自由を有すべきこと、

第十一條 難破船救助に關すること、

第十二條 犯罪人引渡しに關すること、

第十三條 本條約の違反に關し締約國政府は外交談判を経たる後に非ざれば兵力に訴ふべからざること、

第十四條 從來日本皇國が亞米利加合衆國と單獨に又は他國と協同して締結したる和親貿易航海又は地方事務に關する一切の條約約定は之を廢棄すべきこと、及本條約は批准交換の日より十ヶ年間之を施行し右十ヶ年後に於ては一ヶ年の豫告を以て之を廢棄し得べきこと、

第十五條 批准に關すること並に條約は英文及和文を以て起草し若し兩文の間に異義ある場合は英文を以て原書と爲すべきこと、

を規定した。次に本條約附屬附錄は第一條乃至第七條より成り

第一條 本條約批准書交換の日より一年内に日本は敦賀、小樽、石ノ巻、鹿兒島又は他の便宜なる港の内二港を開き新潟港を鎖すべきこと、開港場及其の附近に住居往來する米國人は其の地方規則を遵守すべきこと、批准書交

換の日より五ヶ年内に二港又は三港を追加開くべきこと、

第二條 本條約批准交換三ヶ年後に日本開港場内に於て外國人居留地及遊歩區域を十里以内擴充すべきこと、尤も區域内に居住する外國人は政府より特別の許可を受くるに非ざれば山林を伐採し鑛山及田畝を所有し得べからざること、

第三條 米國人は本條約批准交換の日より一年後に於て地方官廳より旅行免狀の下付を受け貿易又は遊覽の爲めに日本内地を旅行し得べきこと、旅行中不法の行爲あるものは領事官に引渡すべきこと、

第四條 本條約批准交換後日本は其の關稅率を自由に増減し得べく、尤も輸出入稅率に關し公布後六ヶ月を経るに非ざれば新稅を附加し得ざること、

第五條 日本政府が各地に適當なる組織の裁判所を設置するに至る迄米國人は一八五八年（安政五年）締結したる條約に基き開港場に於て從來通り領事裁判權を有すべきこと、

第六條 日本政府へ納むべき諸稅は日本の圓金を以て支拂ふべく、尤も已むを得ざる場合に於てはメキシコ銀弗を同價格を以て受取るべきこと、尤も向後日本に於て金本位制を實行する場合には爾後三ヶ年間貿易を便にする爲めメキシコ銀を時價にて購入し金圓を渡すべきこと、

第七條 日本政府は亞米利加船が日本諸港間に於て沿岸貿易を許すことに付特別の免許を與へ得べきこと、を規定した。右本邦提案を基礎とし討議を重ねた後明治五年五月三日（一八七二年六月八日）第八回會議に於て國務長官より米國側對案を提出した。同對案は第一條乃至第二十四條及附錄規定第一乃至第五より成つて居るが、其の内容は一八七一年（明治四年）米伊通商航海條約を基礎とし、之に前記本邦改正提案を取捨採用したものである。即ち本條約對案

第一條乃至第三條に於ては外交官、領事官等の派遣、特權及職務の執行の自由に付相互的に最惠國待遇規定を設け、第四條及第五條に於ては領事官は自國商船内の取締りに關する管轄權を有すること及脱船人引渡しを受け得ることに付相互的規定を設け、

第六條に於て輸入稅及輸出稅に關する最惠國待遇並に輸出入の制限禁止に關し國民待遇を設け、又軍艦の用品は雙方の開港場に無稅にて保管し得べきことを規定し、

第七條に於ては日本政府に於ては可成丈急速に各開港場に於て燈臺を建設し、右に關する經費としては國の差別を論ぜず入港の諸船より噸稅を取立支辨すべきこと、

第八條に於て日本政府は諸開港場に於て港則を創設することを得るも右港則を實地に施行の任に當るべき外國人の選定は合衆國領事の許可を得たるものたるべきこと、

第九條に於て條約遊歩規程内及開港内に於て日本人は合衆國人民に自由に雇はれ又合衆國人民を自由に雇入るを得べきこと、

第十條及第十一條に於て兩國の人民は互に其の他方に於て其の信教に付充分なる安全及埋葬の自由を得べきこと、第十二條、第十三條、第十四條、第十五條に於て犯罪人の引渡しに關すること、

第十六條に於て難破船の救助に關すること、

第十七條に於て合衆國人は開港場所及開港場内外一定の區域に於て不動産を賃借して占有するを許さるべきこと、第十八條及第十九條に於て兩國政府は其の他方の同意なくして其の他方人民が賃借占有し居るところの土地の權利に影響を及ぼすことあるべき法令を設け又課稅を爲すべからざること、及兩國人民の取得せる遺産の買得金を自由に外國に持し得べきこと、

第二十條に於て平時締約國の雙方は其の他方に當該官吏の特許を得ずして兵員を上陸せしめ得ざること、

第二十一條に於て本條約批准交換期限内に日本天皇陛下は本條約附錄規定の定めるところの箇條を履行すべきこと、

第二十二條に於て舊安政諸條約の規定は本條約に反對せざる限り其の效力を繼續すべきこと、

第二十三條に於て貿易航海に關する事項に付締約國は相互に有條件最惠國待遇を有すべきこと及兩國の船舶は從來許可せられたる貿易航海に關する特權を引續き占有すべきこと、

第二十四條に於て締約國の一方が本條約に違反することある場合に於ては其の他方より損害賠償を要求し得べく、

而して其の他方は右違反國が之を拒絶し又は甚しく其支拂を遅延せしむる場合の外右違反を理由として戰爭を宣言し得ざること、を規定した。

而して前記第二十一條に規定するところの本條約附屬附錄規定中、其の

第一に於て鹿児島、石ノ巻、敦賀、小樽、下ノ關港の内二港は本條約文交換の日より一ケ年内に、又他の一港は其の日より二ケ年内に、更に残りの二港は同しく五ケ年内に開くべきこと、

第二に於て本條約批准交換の日より二ケ年内に合衆國人民が動産を賃借占有すべき範圍を舊開港場外五里以内に又

其の後二ケ年の後には十里以内に擴張すべきこと、

第三に於て合衆國人民は本條約批准交換後一ケ年内に日本に於て内地旅行の免許を得べく、

第四に於て日本政府が輸入品の税率變更を爲したる場合に於ては、(註釋)月前に之を公達すべきこと、

第五に於て日本政府へ納むべき税金は總て日本の金圓を用ふべく、尤右金圓が容易に得難き場合は日本政府は其の代りとして金貨百圓に付メキシコ銀九十九ドル九分の一の割合を以て受取るべきこと、を規定した。

即ち本條約對案は日本に對し關稅自主權を與へ、其對價として日本は米國人民に對し新たに五個の開港を許すこと、

竝に開港内及開港外十里以内に於て不動産賃借權及内地旅行の權を許すことを主要條項とするものである。即ち本條約對案の本邦提案と異なる根本の點は如何と云ふに、安政諸條約は本條約と違反せざる限り原則として存續するものとし従て治外法權の撤廢に關し何等の條項を設けざることである。

尙米國對案第八條は在米中のデ・ロング公使の説を聽いたものであつて、當時日本に於ては各開港の港長に英國人を命じて居たが、英國人港長は米國船舶に對し頗る僭越の處置あるを指摘し、之れを矯正する爲め本條項の挿入を主張したものである。第十條に付、米國側は當時日本政府が長崎市在浦上地方から耶蘇教徒三千人餘を追放したことを非人道的であると攻撃し來つたのに對し、日本側は本條に規定する信教の自由は在本邦外國人にのみ適用すべきものに屬し、日本政府が日本國民の宗教を如何に規定するかは全く日本國權の發動によるべきものであつて條約を以て規定する限ではないと辨駁した。又附錄第五に付、米國側に於ては現民主黨行政部が金銀一對十六の比例を以て復本位制を主張し居る建前から本規定の挿入を主張したのに對し、日本側はメキシコ弗を時々爲替相場により日本通貨に代るべきものとして受取るべきことを主張した。

斯くて岩倉大使は六月五日（陽曆七月十日）開催第九回會議に於て右米國對案に對し我方修正を加へたものを國務長官に手交した。右我方修正案に於ては

第一條及第二條に於ては米國對案に異議なく、

第三條に於ては本邦提案第五條に基き領事官が貿易を營む場合に於ては在留國の法律規則に従ふべきこと及領事館に於て犯罪人を陰蔽することを得ざる旨を附記し、

第四條、第五條は大體米國案第四條、第五條に等しく、

第六條として本邦提案第八條を挿入し、

第七條として米國對案第六條中輸出入制限に關する國民待遇を削除し、之に代へ本邦案第九條に規定する最惠國待遇及國法準由に關する規定を挿入し、更に同條末段に「其の税目は兩國政府にて時々之を取設くべし」と附記し本邦に於て國定關稅制定權を有することを明確にし、

第八條として本邦提案第四條及米國案第六條後段軍艦用品の保管に關する規定を設け、

第九條として米國案第七條を削除し、右に代へ本邦案第三條を採用し、

第十條乃至第十七條は米國案第十條乃至第十七條を其の儘採用し、米國提案第八條及第九條を削除し、

第十八條は米國對案第十九條に修正を加へ締約國民は他の一方の管轄内に於て他の外國人に許されたる區域に於て土地を賃借し得べく、又其國法に遵由の結果所有不可能なる不動産賣得金を國外に持出し得べきことを規定し、米國對案第十八條は之を削除した。

第十九條及第二十條に於ては對案第十九條及第二十條を承認し、

第二十一條に於ては米國案第二十三條所定の有條件最惠國待遇を承諾し、末段兩國船舶の既得權繼續に關する規定は之を削除し、更に本邦提案第二條末項の如く沿岸貿易は各當事國の法律によるべきことを明かにし、

第二十二條に於て米國案第二十四條を採用し、

第二十三條第一項として本邦提案第十四條に由り現行諸條約は一切其の效力を失ひ本條約は十ヶ年間其の效力を有し十ヶ年後は一ヶ年の豫告を以て之を廢棄し得べき規定を挿入し、又第二項として明治二年日墾條約第二十一條の規定を採用し「若し日本天皇陛下が此の期限前に各國の條約を改議せん事を欲し其事に付他の條約濟の各國にて用意せば合衆國も亦日本政府の望みに從ひ此會議に望むべし」なる一項を加へ、米國案第二十二條を削除した。

第二十四條として東京に於て條約批准書を交換すべきこと及和英兩文共其の文意は全く同一なることを規定した。而して本邦修正提案附錄

第一款に於ては米國對案第一を採用すると共に此の諸港を開く時は新潟を鎖すべき旨及右諸港は今後雙方の協議により更に便利なる港に場所變へ得べきこと、

第二款に於て居留地擴張期を本邦提案の通り條約實施後三年後と改め、又右居留地擴充の日より現時の居留地行政規則を廢し、右規則稅共當該地方官の管轄に屬すべきこと竝に此の區域内に居住する外國人は日本政府の許可を得るに非ざれば山林を伐採する等をなし得ざるべきことに付本邦提案附錄第二條の如く規定し、

第三款内地旅行許可に付ては大體に於ては米國案第三款を採用し、

第四款に於ては米國對案第四款を採用するも實施前の豫告期間公告は輸出稅に付ても適用すべきこととし、

第五款に於て本邦提案第五條に基き本邦に於て適當の裁判所を設置に至る迄安政諸條約の規定により米國は領事裁判權を保有すべきことを規定し、

第六款に於て本邦提案第六條末段を修正し單に本條約實施後三年内メキシコ銀を時價にて受取るべきことを規定し、最後に

第七款に於て日本政府に於て遊歩規定を擴充する以前に於ては現行居留地規則を變更せざるべきことを規定した。斯くの如く治外法權の撤廢及安政諸條約の廢棄に關する根本問題を除き關稅自主權の關する限りは彼我の間の意見大體に於て一致したから、米國側に於ては全權委任狀の日本より到着を待つて直ちに岩倉特派大使、フイツシュ長官との間に改正條約に調印することの希望を有するに至つた。

使節の調印權と正院評定 斯くて華府に於ける彼我交渉は圓滿に進行し、兩國代表に於て改正條約に調印することも

敢て困難ではない情勢を示したところ、却て日本側に於て、斯かる關稅自主權の獲得、行政權制定權の認容等を包含した比較的有利な改正條約も調印に遲疑せざるを得なくなつた。即ち曩に明治五年二月十三日全權委任狀入手の爲め日本に向つて出發した大久保、伊藤兩副使は三月二十四日（陽五月一日）東京に到着したが、明治政府當局に於ては熟議を凝した結果如何に都合な改正條約と雖單獨に米國と調印するときは重大なる支障あることを發見するに至つた。例へば我國に於て米國との間に開港増加等の對價を提供して關稅自主權を回復するところの改正條約を調印し得たとしても、今後若し他の列國に於て米國同様の改正條約の調印を承認しない場合に於ては、最惠國條款の適用上何等の利益を日本に提供することなくして、米國が新條約により得た利益に均霑するに至るべきことである。而も米國も亦最惠國待遇の適用上未改訂國同様江戸改稅約書による協定稅目の適用を主張することが出来るのである。結局日本は安政條約國一同と同時に條約改正を爲るのでなければ關稅自主權回復等の目的を達する譯には行かず、却て甚しき困難の地位に立つべきことが判明した。去り逆折角茲迄日本との條約改正に對し同情を寄せた米國政府の好意を無にすることは外交上策を得たものでない。依て日本政府は種々熟議の末前議を黷し、岩倉大使一行をして巡遊中出先に於て其の交渉の模様によつては改正條約に調印する權限を與へると共に、右權限の施行に關し重要な條件を付することに決し、一方副島外務卿よりは明治五年四月十八日付を以て在本邦各國代表者に對し、交渉の模様によつては岩倉大使が出先に於て調印し得べきこととなつた旨を通告すると共に、他方日本へ歸朝せる大久保、伊藤兩副使に對し明治五年五月十四日付を以て次の全權委任狀を交付するに至つた。

岩倉特派大使ニ付スル條約改正全權委任狀

天ノ命ニ則リ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本國

天皇御諱敬テ威望隆盛ナル良友

某國皇帝名陛下ニ白ス朕幸ニ兩國間ニ存在セル友愛懇親ノ情誼ヲ永ク維持センコトヲ希フ至情ヨリ茲ニ貴重ノ使臣ヲ派遣ス乃チ右大臣正二位岩倉具視ヲ特命全權大使トシ參議從三位木戶孝允、大藏卿從三位大久保利通、工部大輔從四位伊藤博文、外務少輔從四位山口尙芳ヲ特命全權副使トシ之ニ全權ヲ合與又ハ分與シ
陛下ノ政府ニ赴キ兩國平和ノ交誼ヲ益堅ク益廣カラシメンカ爲メ便宜ノ地ニ於テ商議センコトヲ委任セリ而シテ今我國ト貴國政府トノ間ニ存セル條約ニ載セタル條約改正ノ期近キニアルヲ以テ朕之ヲ改定修正シ大ニ公權公利ヲ擴充セシメンコトヲ願フ今此目的ヲ達セン爲メ最モ文明ナル諸國ニ行ハルル制度規模ノ善ク我國現時ノ事情ニ適スル者ヲ撰ハン事ヲ欲ス是以テ從來ノ條約ニ掲載スル趣旨ニ從ヒ貴政府ト會議商量シ以テ此條約ヲ改正セシメンカ爲メ右特命大使及副使等ニ全權ヲ分與シ或ハ之ヲ合與セリ朕望ムラクハ右使臣等ヲ篤信セラレンコトヲ特ニ彼等朕ニ代リテ朕カ懇篤ノ友情ヲ證シ

陛下ノ萬福ヲ祝シ貴國人民ノ安寧ヲ祈ル誠意ヲ表スルニ當テハ更ニ寵眷アランコトヲ希フ

明治五年壬申五月十四日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐ス

御 諱

御 國 璽

奉勅 外務卿正四位 副 島 種 臣

合衆國大統領

グラント

大不列顛愛倫皇帝

ヴキクトリア

佛蘭西大統領

チエ

露西亞全領ノ皇帝

アレキサンドル

獨逸皇帝寧漏生

澳地利皇帝洪噶利皇帝

ジヨーセフ

伊太利皇帝

ヴキクトル・エマニユル

葡萄牙皇帝

ルウイス

和蘭皇帝

ウラルレム

瑞西大統領

カル

瑞典那威皇帝

レオボルト

白耳義皇帝

アメジヲ

西班牙皇帝

キリスチエン

丁抹皇帝

カメハメハ

布哇皇帝

右條約改正全權委任狀中「全權ヲ合與又ハ分與シ」とあるは各全權合同の上又は各別個に於て條約を商議調印し得べき權能を附與するの意味なるが故に、一見各全權に採り甚だ便利な御委任狀の如く考へられるが、事實は然うでなく本全權委任狀は各全權が合同し又は各別に特定國との間に國別に條約を商議、調印することを許されて居らず、必ずや各條約關係國の代表會議の上同時に調印するを要する趣旨なることを特に訓令せられたものである。右全權委任狀中に特に「貴政府ト會議商量シテ此條約ヲ改正セシメン云々」とあるは此意味に外ならぬのである。即ち本全權委任狀は岩倉特派大使又は他の副使が先づ米國とのみ改正條約に調印することを許さざるものである。右様岩倉大使一行に出先きに於て改正條約調印を許すに付、副島外務卿は其の職責上四月二十五日付太政官正院宛上申を以て條約改正に關する外務卿の權限に付注意を喚起したるが、其の中明に「條約改定を外國に於て決せられ候は前議に戻り内

外不都合の廉不少旨建言致置候得共不得已次第も有之遂に商議の都合により便宜次第何れの地に於て其議に涉り之に調印致候とも可然旨被仰出候上は逐條精細取調嚴に出入増損の區劃を議定し彼れ若し之に協同いたさざる時は其分調印に及はず歸國の上更に其議に涉り無遺憾上にて全備に至らせ候様命せられ度」と述べた。

使節團集議 前記全權新委任狀を帶有して大久保、伊藤兩副使は明治五年六月十七日（陽七月二十二日）再び華盛頓に到着し米國との單獨調印を許されない事情を説明するところあつた。然るに之より先岩倉大使側に於ても米國と單獨條約改正を行ふことの不可なる事情を看取するに至つた。即ち五月二十二日偶々東京駐在獨逸代理公使フォン・ブランドは歸國の途次華府に立寄り岩倉大使と會見した際、安政條約中に規定する最惠國待遇の作用に付説明を試みたが、茲に始めて米國とのみ條約改正を行ふことは國家に大なる不利を醸すものであることを承知するに至つた。且つ同じき五月二十二日には副使に隨て歸朝中であつた小松濟治は廟堂の消息を傳へて先行歸着したので、五月二十七日集議に咨つて大使一行は態度を決するところあつた。即ち米國との間に條約改正に關し從來商議したところを取り纏め一の條約草案を作成し之に對し兩國全權に於て假に調印することを提議しよう。而して幸ひに米國が之に同意する場合に於ては右調印濟草案を歐洲に持ち行き、何れかの場所に於て關係列國との會議を開催すべく、又同會議に於ては右草案を基礎として交渉すべきに付米國政府に於ても同會議地に全權を派遣せられたいと希望するに在つた。岩倉全權は右全權一行の集議に基く歐洲に於ける合同商議案を以て六月五日開催第九回會議に提議したところ、フィツシュ國務長官はこの突然の申出でに驚くと共に甚だ失望の色であつたが日本全權側の立場を察し多くを言はず、且假約の調印は歐洲派遣使も之を肯はなかつた。結局六月十五日第十回會議の節、彼は大統領とも協議を遂げたが米國としては其の政策上到底歐羅巴に全權委員を派遣すること不可能であると言明した。従て六月十七日前記全權委任狀日本より着した後に於ても岩倉全權は四副全權等と篤と審議を凝らした上、結局米國側に對しても之を示さず日本出發

當初の方針に立ち返ることとした。斯くして國務長官との條約改正商議は六月十七日（一八七二年七月二十二日）開催第十一回會議を以て閉鎖することとなり、次いで大使一行は米國に於ける苦き經驗に鑑み、今後各國との條約改正交渉には餘り深入りして彼我互に氣まづい思ひをする様なことのない用意の下に、愈々明治五年七月三日（陽八月六日）ボストン出發英國に向ふこととなつた。蓋し岩倉大使一行は明治四年十二月八日桑港到着以來滯米七ヶ月以上殆んど全旅程の半を費したが其の間條約改正に關しては何等成果を得なかつたけれども、米國との交渉により頗る有要な經驗を得て歐洲諸國歴遊の途に上つた次第である。

對英國交渉 明治五年七月十四日（一八七二年八月十七日）岩倉大使一行は倫敦に到着したるが、夫より少し以前寺島（宗則）外務大輔は駐英公使に轉任し既に倫敦に着任して居た。岩倉大使は先づ七月十六日英外相グランヴィル卿 Earl Granville に會見したるが、其節同卿より大使使命の趣旨を問うた後、當時恰も夏季休暇に當り英國女皇陛下は蘇格蘭離宮にあつて謁見は不可能であるから先づ條約改正の談判に涉るべきかと問うた。之に對し大使は先づ謁見を乞ふ旨答へた。依て英國政府は在英中の駐日パークス公使、ゼネラル・アレキサンダーに接待員を命じ、大使一行を先づ英吉利諸地方に案内することとなつた。然るに其後女皇陛下は歸京なく其の謁見は段々延引するに至つたから明治五年十月二十三日（一八七二年十一月二十二日）岩倉大使は再びグランヴィル外務卿に面會、條約改正商議を始めることとなつた。十月二十七日の第二回商議より我方に於ては寺島公使、山口副使も陪席、先方に於てもグランヴィル卿の外パークス公使出席することとなつた。第三回商議は十一月六日（陽十二月六日）開催せられた。以上三回に亘る商議中英國側に於ては岩倉大使より條約改正のことに付種々商議あることと期待して居たのに反し、岩倉大使よりは餘り條約改正問題に觸れず、單に同大使一行に於て各國の情勢を視察し日本に歸つた後日本に於て正式談判を開始したいと考へて居るが故に、其の際は日本に全權を派遣せられたいと述ぶるのみであつた。グランヴィル卿より日

本側に於て希望する條約改正の内容等を質問したのに對しては充分答辯を與へず、寧ろ之と直接關係のない維新變亂以來駐屯中の英國兵の横濱港引揚げ、及下ノ關償金の免除又は延期を得ることに付希望を述べた。殊に後者に付ては徳川幕府が元治元年（一八六四年）十月二十二日江戸に於て賠償金支拂ひの協定を調印した後、四國政府希望の如く瀬戸内海に於て兵庫の外大阪を開港した次第もあるから、當初の約によつて償金殘額免除を得るの權利を日本が有して居る筋合であることを説明した。右に對しグランヴィル卿より駐兵撤退及償金支拂免除の件に付ては日本に於ける實情を調べた上又關係列國即ち前者に付ては佛國、後者に付ては佛米蘭三國と協議した後回答することを約した。先方よりは右商議の際米國政府と同様に、長崎に於ける耶蘇教徒虐待問題に言及し、日本政府の寛大の措置を要望し、又英國政府に於ては來るべき日本との條約改正の際沿岸貿易權と外國人の内地旅行權との擴張とを望むところあつた。右英國側の要望に對し陪席の寺島公使より兩者とも日本の法權回復問題と關係あるを説明したる上、進んで銃獵規則の施行は主として英國公使の反對により三ヶ年も延期して居る事情を説明した。

其後愈々十一月五日（陽十二月五日）岩倉大使はウィンゾル宮に於て英國女皇陛下に謁見することとなつた。此の時は既に日本政府に於て洋式による大禮服制を定められ又右圖式は嚮に伊藤副使等に於て日本より齎して居た故に大使一行は右圖式により倫敦にて大禮服を調製着用することとなつた。謁見の際大使より「我 天皇大業を中興し國政を修整せしより外國の交際をして一層親密ならしめん事を欲し特に我等全權使節一行を送られたること」を口上せるに對し女皇よりの答辭の結句は「切に願ふは 陛下の善政にて貴國彌繁昌し兩國の貿易彌擴張せん事を、將又將來日本の政務は其の方向將に西教を奉ずる諸國民の親重を得るに至るべきを信ず」とあつたが右末句は日本に於て耶蘇教徒壓迫問題に付特に寛大な態度を希望したものに外ならない。

對佛國交渉 斯くて滯英六ヶ月の後岩倉大使一行は佛國に渡り、明治五年十一月二十六日（一八七三年二月三日）巴

里に於て佛國大統領マクマオンに謁見し、同一月二十四日佛蘭西外務卿レミエザと會見したが我方に於ては、在佛鯨島（尙信）公使、彼方に於ては在巴中の駐日ウィットレー公使陪席した。右會見の際岩倉大使より條約改正に關する佛國政府の希望を尋ね、又下ノ關償金の延期又は免除及横濱衛兵撤廢の二件に付言及したが佛國政府は何れに付ても要領ある返事をしなかつた。結局商議の要點は我方より條約改正は大使歸朝後に日本に於て行ふべきに付佛國より全權を派遣せられたきことを申出で、彼方よりは日本に對し耶蘇教徒壓迫問題に付態度の緩和を求めたに過ぎなかつた。

歐洲巡歴 其後岩倉特派大使一行は明治六年陽曆二月十八日（註明治五年十二月三日ヨリ陽曆採用、同日以テ明治六年一月一日トス）白耳義ブラッセル府に於て、同二月二十四日和蘭ハーグ府に於て、同三月十一日獨逸伯林に於て、同四月三日露國聖彼得堡に於て、四月十九日丁抹コペンハーゲンに於て、四月二十四日瑞典ストックホルムに於て夫々白、蘭、獨、露、丁、瑞典各皇帝に謁見の上出發當時持參の國書を捧呈した。又外務省、大藏省等關係當局と條約改正問題に付商議するところあつた。尤も右謁見及商議の目的は寧ろ、明治維新の成立を告げるころの儀禮的訪問を主とし、條約改正に付ては例の如く特派大使歸朝後日本に於て交渉を開始するに付全權委員を派遣せられたいと云ふのみで、彼我の間に差したる交渉はなかつたが只次の應答は注意すべきである。即ち明治六年三月四日海牙に於て下ノ關償金免除問題を提議した時、和蘭政府より從來の經緯を述べて之を拒絶し、特に特派歸朝迄其の支拂延期を承諾した。獨逸に於てはビスマルク宰相に面接せる外更に同外務省當局と公式商議を行つたが、右商議中彼方より内地旅行權擴張及噸稅制定の件を申出で、我方より前者に對し日本に於て法令制定に付一々外國公使に相談せねばならぬ様の現狀にあつては我法權に服しない外人の内地旅行權を擴張する未だ其時期に達して居ないことを答へ、我方より來るべき條約改正の際關稅自主權の回復を欲する旨を述べたのに對し、彼方より獨逸に於ても一八六六年（慶應二年）關稅定率

法を改正したが其の引上げの程度僅少に止めた次第であるが日本に於ても然るべきことを希望する旨を告げた。

斯くて岩倉全權一行は既に出發以來米國に於て七ヶ月、英國に於て六ヶ月、大陸に於て五ヶ月を費し歸朝期は豫定より甚だ延引するに至つた。依て明治六年五月十四日付を以て三條太政大臣以下各參議連署を以て岩倉大使宛「國內の事務多端に付主要國の巡聘濟したる上は速に歸朝可然」旨訓令するに至つた。尤も之より先大久保、木戸兩副使に對しては同年一月十九日付を以て「先發歸國すべき」旨訓令あり、大久保副使は五月二十六日日本に到着し、木戸副使も六月十四日日本に向つて歐洲を出發するに至つた。其後岩倉特派使は伊藤、山口兩副使と共に前記三條太政大臣の訓令により旅程を早め五月十八日伊太利、六月十二日奧地利、六月二十五日瑞西を巡遊することとなつた。右の内伊國に於ける交渉の際、伊國側より内地旅行擴張の件を要求し、岩倉特派使は「本邦に於ては歐洲諸國に於けるが如く内地開放を欲するも其の爲めには一律外國人をして我法權に服從せしむるを要すること、關稅を上下し得べき權を得たきこと、居留地行政に付外國領事の干涉を廢止したきこと」を言明し、奧國に於ても同様の説明を試みた。このことは特派使に於て漸く本邦條約改正の要點を諒得し來つたものと云ふことが出来る。而して岩倉特派一行は其後豫定巡遊先西班牙及葡萄牙の兩國を残して、（西班牙は革命内亂の爲め葡萄牙は順路困難の爲め）七月二十日マルセイユ出帆の汽船によりスエズ經由九月十二日無事東京に歸朝するに至つた。即ち岩倉遣歐米特派大使は總旅程一ケ年十ヶ月に上り其の歸朝期は當初の豫定よりも一ケ年以上も延引せる次第である。

使節歸朝 岩倉大使一行は歸朝翌日即ち明治六年九月十三日直ちに太政官正院に於て拜謁仰付けられ使命の實行に付奉答するところあつた。又岩倉大使歸朝後各國主權者よりは同大使携行の天皇陛下よりの國書に對し續々鄭重な應答があつた。其の後寺島外務卿より岩倉大使一行が巡遊中歐米各國に於て受けた厚遇に對し謝意を傳達すべき文案に付明治七年一月十四日付を以て三條太政大臣の決裁あり、右謝意は在外各國本邦公使等をして夫々任國政府に傳達せ

しめられた。尙岩倉大使が巡遊を中止した西葡兩國に對しては、其後西國の革命終了後寺島外務卿の訓令により、明治九年四月一日及同四月二十九日在英上野（景範）公使に於て岩倉特使に代り儀禮的訪問をなし夫々兩國皇帝に謁見天皇陛下よりの國書を捧呈するところあつた。斯くて岩倉特使遣歐米巡歴の儀禮的跡仕末は終了した。

遣韓使節問題 最後に附記すべきは同特派大使歸朝を機とし國內政局の上に重大なる變更を生じたことである。三條太政大臣は岩倉大使の意見を容れ西郷參議等の主張せる朝鮮との國交開始の目的を以て遣韓使節を派遣すべき趣旨の廟議決定を繼した結果、閣内の分裂、西郷、副島、江藤、板垣、後藤の五參議の辭職を見るに至つた。蓋し當時朝鮮に於ては守舊派勢力を得、甚だ頑迷であつて、我明治政府が明治元年十一月以來王政復古を通告し徳川時代同様修好貿易を希望し、其後も數次手を替へ品を替へ之を督促せるに拘らず、何等之に對して回答しなかつた。帝國の威嚴上又隣強魯清との外交關係上之を放任して置けないといふ意見が太政官内に於て有力となり、明治六年八月十七日の廟議に於ては西郷參議を遣韓使節とすることに内決し、岩倉大使一行の歸朝を待つて再議することとなつて居た。一行歸朝後副島、大久保二卿新に參議に任じ、十月十四日改めて遣韓使問題の廟議が開かれた。岩倉、大久保の論駁に大隈、大木之を贊し、一旦中止といふことになつた。然るに翌十五日西郷は始末書を提して極力遣使の急務を力説し、西郷（不參）木戸（病氣）を除く外各參議參集して前日の論駁を繰り返したが議容易に決せず、遂に三條太政大臣は西郷の意見を採用する旨を宣言した。岩倉右大臣は其の所信を明かにする爲め引籠ることとなつた。次いで同十七日には岩倉、木戸、大久保各參議は辭表を呈した。同日三條太政大臣は見舞の爲め岩倉右大臣邸を訪問したが、十八日には三條太政大臣俄かに病氣引籠りとなつた。結局聖駕親しく三條及岩倉邸に臨御あり、聖斷により岩倉右大臣は太政大臣職務代理となつた。而して十月二十三日の閣議に於て西郷、副島、江藤、板垣及後藤の遣韓使節を可とする諸參議は力説之れ務め、廟議の變更を大に憤慨し決然辭職下野するに至つた。同日岩倉太政大臣代理は參内して謹んで西郷

等の論旨を陳述し、奏問書を奏呈して其の歐米に於て視察せるところに基き宇内の形勢上出兵を見るの虞あるが如き遣韓使節の派遣は中止すべき旨を上奏するところあつた。翌二十四日遣使中止のことに聖斷が下つた。而して木戸、大久保の辭表を却下あらせられ、茲に政府の首腦に更新を見るに至つたのである。

註1 條約改正關係大日本外交文書第一卷七六文書以下參照

2 大日本外交文書第九卷一二五及一二三五文書

3 同右第一卷一四一附記

第四節 岩倉大使遣外中東京に於ける諸交渉

外務當局態度 三條太政大臣は條約改正事務を重視して明治四年七月十四日岩倉具視を外務卿に任じ、亞いて岩倉外務卿を條約改正の爲め歐米に派遣することに廟議を決するや、十一月四日副島種臣を外務卿に任じ、又明治五年十月十四日寺島外務大輔を駐英公使に任じたことは前述の通りである。其後副島外務卿は明治六年十月二十三日遣韓使節問題に關聯し其の職を辭する迄任に在り、又駐英公使より歸朝した寺島宗則は明治六年十月二十八日前記副島外務卿の辭任に伴ひ其の後任となつたのである。而して安政條約の改正は岩倉大使歸朝後之を行ふことに廟議の決定を見たので、副島外務卿は岩倉大使歐米派遣中何等之に手を染めない方針を採つた。依て明治四年十一月十二日岩倉大使東京出發に先ち同十月十四日付を以て寺島外務大輔より各國公使宛公文を以て、「明治五年五月二十六日（陽七月一日）を期限とする安政條約の改正商議は同特派大使歸朝の日迄延引せられたき」旨を通告したこと之れ亦前述の通りである。然るに其後岩倉大使は米國華府より「當初の方針を變更し出先に於て改正條約に調印する御委任を得たき」旨電請し來つた。更に大久保、伊藤兩副使は之が説明の爲め歸朝し、其の結果新全權委任狀下付せらるることとなつた爲